

第147回鳥取県都市計画審議会 議案概要

(審議会開催年月日 H28.7.13)

- 議案1 羽合都市計画道路1・3・1号羽合泊線の変更
- 議案2 米子境港都市計画区域の変更
- 議案3 淀江都市計画区域の変更
- 議案4 米子境港都市計画区域区分の変更
- 議案5 鳥取都市計画区域マスタープラン
- 議案6 福部都市計画区域マスタープラン
- 議案7 八頭中央都市計画区域マスタープラン
- 議案8 気高都市計画区域マスタープラン
- 議案9 鹿野都市計画区域マスタープラン
- 議案10 青谷都市計画区域マスタープラン

議案番号	議案名	案件	主な内容
1	羽合都市計画について 【県決定】	羽合都市計画道路1・3・1号羽合泊線の変更	<p>【決定理由】</p> <p>平成元年の都市計画決定（最終変更）以降、道路の供用開始に至るまでに、詳細な測量、調査を実施した結果等から、都市計画道路の区域の変更を行う必要が生じたものである。</p> <p>【決定内容】</p> <p>全体延長：約3,670m 起 終 点：(起点)湯梨浜町はわい長瀬 (終点)湯梨浜町大字園 幅 員：23.5m、車 線 数：4車線</p>
2	米子境港都市計画区域について 【県決定】	米子境港都市計画区域の変更	<p>【決定理由】</p> <p>米子境港都市計画区域と淀江都市計画区域とにまたがって一体的に利用されている米子市二本木地内の一団の土地の区域について、淀江都市計画区域に存する土地の区域を米子境港都市計画区域に編入するものである。</p> <p>※本議案は、予備審議である。</p> <p>【決定内容】</p> <p>米子境港都市計画区域 +5.3ha 淀江都市計画区域 △5.3ha</p>
3	淀江都市計画区域について 【県決定】	淀江都市計画区域の変更	
4	米子境港都市計画について 【県決定】	米子境港都市計画区域区分の変更	<p>【決定理由】</p> <p>議案2により米子境港都市計画区域に編入する土地の区域及びこれと一体的に利用されている一団の土地の区域について、土地利用の現況及び将来の見通しを考慮し、市街化区域に編入するものである。</p> <p>※本議案は予備審議である。</p> <p>【決定内容】</p> <p>市街化区域 +11.6ha</p>
5～10	(5号)鳥取都市計画区域 (6号)福部都市計画区域 (7号)八頭中央都市計画区域 (8号)気高都市計画区域 (9号)鹿野都市計画区域 (10号)青谷都市計画区域	都市計画区域マスタープランの変更【予備審議】	<p>現在の方針が策定された平成16年以後、人口減少、少子高齢化の進行等、社会情勢が大きく変化し、中心市街地の空洞化や農村集落の機能低下等様々な問題が生じていることから、住民の意見を丁寧に聴き、また、現在鳥取市で進められている市マスタープランの見直し及び立地適正化計画の策定と十分に調整を図りつつ都市計画区域マスタープランの見直しを行う。</p> <p>※本議案は、予備審議である。</p>